

千葉県福祉サービス第三者評価調査員研修事業実施要綱

平成18年5月10日制定

(目的)

第1条 この要綱は福祉サービス第三者評価事業を行う評価調査員に対する研修の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この研修の実施主体(以下「実施機関」という。)は、知事又は知事が指定する第三者評価の推進組織とする。

なお、研修の実施に当たっては、その一部又は全部を委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第3条 研修の受講者及び研修内容は、以下のとおりとする。

(1) 受講者

第三者評価機関として認証を受けた法人(申請中の法人を含む。以下「第三者評価機関等」という。)に所属する第三者評価調査員も若しくは今後評価調査員になる予定の者

(2) 実施内容

研修は別表第1に示す養成研修と継続研修とし、カリキュラムは、別表第2に示す第三者評価に関する実践的な知識及び技術を習得するための研修とする。

(受講の申し込み及び決定)

第4条 第三者評価機関等は、所定の受講申込書により実施機関に申し込むものとする。

2 実施機関は、適当と認められる者を研修生として決定し、研修生名簿を作り登録する。

なお募集にあたり研修予定者数を超過して申込があった場合は、実施機関が選考して受講の可否を決定するものとする。

3 実施機関は、受講者を決定したときは、第三者評価機関等に通知するものとする。

(修了証書の交付)

第5条 実施機関は、所定の課程を修了した研修生に対し、修了証書(別記第1号様式)を交付するものとする。第三者評価調査員は、業務の実施に当たり必要な場合には、修了証書を提示するものとする。

(費用)

第6条 受講者は、原則として研修の実施に必要な費用の内、教材等にかかる実費相当分について負担するものとする。

(養成研修における研修科目の免除)

第7条 研修科目の一部又は全部について免除することができるものとし、その対象となる者及び免除の事項は、別表第3「免除科目一覧」に掲げるとおりとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条）研修区分

研修区分	目的	研修対象者
養成研修	<p>第三者評価調査員になる者に必要な知識・技術を習得させる。</p>	<p>今後、第三者評価調査員となる者で以下の要件を満たす者</p> <p>(1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者</p> <p>(2) 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者</p>
継続研修	<p>第三者評価調査員が継続して調査を行うために必要な知識・技術を習得させる。</p>	<p>第三者評価調査員として業務を行っている者</p>

別表第2（第3条） 養成研修カリキュラム

研修科目	目的	内容
1．第三者評価の理念と基本的な考え方	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機能評価や関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に関する講義を行う。
2．第三者評価の全体像	第三者評価事業の動向や「評価調査員養成研修」の位置付け等を理解する。	第三者評価事業の目的や枠組みに関する講義を行うとともに、本研修の位置付け並びに評価調査員養成研修の位置付け等について解説を行う。
3．調査員の役割と倫理	評価調査員として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	第三者評価事業における評価調査員の役割について講義するとともに、評価調査員として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。
4．第三者評価基準の理解と判断のポイント	千葉県が使用する第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する	福祉サービス第三者評価基準の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。
5．利用者調査の方法等について	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	第三者評価における利用者調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。
6．書面（事前）審査の着眼点	書面（事前）審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	書面（事前）審査の必要性・目的・ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。
7．訪問調査の着眼点	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。

研修科目	目的	内容
8 . 実習 (実習 は模擬実習に替 えることができるものと する)	実際に施設 (事業所) を訪問、調査を行うこと によって具体的な第三者 評価・情報公表の方法・技 術を習得する。	「協力施設 (事業所) 」を訪 問、実際に調査を行うことによ り、インタビュー技術等につい て実習を行うとともに訪問調査 時の留意事項を学ぶ。
9 . 実習	実習 の内容を受け て、第三者評価結果のと りまとめについて具体的 な手法を習得する。	訪問調査の結果に基づいて評価 調査者間で合議を行い、最終的 な第三者評価結果をとりまとめ るとともに、報告書の作成につ いて実習により実際の技術を学 ぶ。
10 . まとめ	実習の成果に基づいて 評価・情報公表調査員と して求められる技術や態 度等について改めて理解 を深める。	分科会にてとりまとめた実習の 成果を発表し、講師からの講評 を行う。特に、とりまとめ等 に対する問題点や課題、書面調 査・訪問調査を実施する上での 留意事項を改めて整理する。

別表第3（第7条）免除科目一覧

免除対象者	免除される研修科目
<p>他の都道府県又は全国社会福祉協議会が主催する第三者評価調査員養成研修若しくは全国社会福祉協議会が主催する第三者評価指導者養成研修を受講した者</p>	<p>第三者評価の理念と基本的な考え方 第三者評価の全体像 調査員の役割と倫理 書面（事前）審査の着眼点 訪問調査の着眼点 実習 実習 まとめ</p>
<p>「誰でもわかる」福祉サービス評価システム作業部会の委員等で千葉県における評価基準及び利用者調査の手法に精通していると知事が認める者</p>	<p>第三者評価基準の理解と判断のポイント 利用者調査の方法等について</p>
<p>県が別に実施する介護サービス情報の公表調査員研修を受講した者</p>	<p>調査員の役割と倫理</p>

第 号

修了証書

氏 名

生 年 月 日

あなたは、千葉県福祉サービス第三者評価調査員研修（養成研修・継続研修）を
修了したことを証します

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄 治